目

次

告

示

令 和 三 年

)

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

一八四

二月二十四 日 号 曜

H

三

解除の理由

水

道路用地とするため

指名停止等措置要領(昭和六十年大分県告示第二百六十七号)の一部を次のように改正す 並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。 大分県告示第百三十四号 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する (「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局

令和三年二月二十四日

る

る指名停止等措置要領…………

大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対す 

都市計画事業の事業計画の変更認可

選挙管理委員会告示

第四第五号中「第九十六条の三第一項」を「第九十六条の六第一項」に、 大分県知事 広 瀬 「刑法第九十六 勝 貞

条の三第二項」を「同条第二項」に改める。 の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)」に改め、同号ハ中「かし」を 別表第一第二号中「(かし」を「(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約

「契約不適合」に改め、同表第三号中「かし」を「契約不適合」に改める。

てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつ 八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え

土地改良区の役員の就退任………

〇 告

示

この告示は、 公示の日から施行する。

大分県告示第百三十五号

計画事業の事業計画の変更を認可した 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、 次のとおり都市

令和三年二月二十四日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

次のとおり農林水

別府市

施行者の名称

産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和三年二月二十四日

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、

大分県告示第百三十三号

都市計画事業の種類及び名称

別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業

三・四・十五号 亀川駅西線

事業施行期間

**令和三年二月二十四日** 

示す部分に限る。

解除予定保安林の所在場所

日田市前津江町柚木字平林二六三六番三・二六三六番四五(以上二筆について次の図に

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県報 (告示)

大分県報(告示・選管委告示)

に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四	勝貞	広瀬	大分県知事	
二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営				令和三年二月二十四日
一の数 一九、二五二人			0	計画事業の事業計画の変更を認可した。
一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の	次のとおり都市	項の規定により、	号)第六十三条第一	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣				大分県告示第百三十七号
令和三年二月二十四日				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
た数)は、次のとおりである。				なし
た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得				2 使用の部分
数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得				変更なし
を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た				1 収用の部分
一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万				四 事業地
び大分県知事の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五十分の		月三十一日まで	六日から令和七年三	変更後 平成二十六年十二月二十六日から令和七年三月三十一日まで
十一年法律第百六十二号)第八条の規定による令和三年二月十三日現在で大分県議会議員及		月三十一日まで	六日から令和三年三	変更前 平成二十六年十二月二十六日から令和三年三月三十一日まで
十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三				三 事業施行期間
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八		亀川駅西線		三・三・五号 山田関の江線及び三・四・十五号
大分県選挙管理委員会告示第十号			画道路事業	別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業
				二 都市計画事業の種類及び名称
○選挙管理委員会告示				別府市
				一施行者の名称
変更なし	勝貞	広瀬	大分県知事	
2 使用の部分				令和三年二月二十四日
変更なし			0	計画事業の事業計画の変更を認可した。
1 収用の部分	次のとおり都市	項の規定により、	号)第六十三条第一項の規定により、	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)
四 事業地				大分県告示第百三十六号
変更後 平成三十一年三月十五日から令和十四年三月三十一日まで			***************************************	
変更前 平成三十一年三月十五日から令和十一年三月三十一日まで				なし
三 事業施行期間				2 使用の部分
三・四・八号 浜脇秋葉線				変更なし
別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業				1 収用の部分
二 都市計画事業の種類及び名称				四 事業地
別府市		三十一日まで	日から令和七年三月	変更後 平成二十五年三月二十九日から令和七年三月三十一日まで
一 施行者の名称		三十一日まで	日から令和三年三月	変更前 平成二十五年三月二十九日から令和三年三月三十

		〃 大字国分一二一四番地の一	猪原賢次	"	土地改良区(大分市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出	土地改立
		大分市大字古国府四四番地	牧利則	監事	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、初瀬井路	土地
		〃 挾間町下市三七五番地	二宮敏幸	"		
		由布市挾間町挟間八八四番地一	二宫秀隆	"		
		〃 大字中尾七七五番地の一	安部雅己	"	·玖珠町      六、	九重町
			Į.		出 町 七、八六九人	日
		/ 大字東院二六番地の一	惠 藤 名 三	"	中・姫島村 八、五八八人	国東市
		〃 賀来北三丁目二番二三号	岐 津 健 一	"	布市九、五三六人	由
		〃 大字永興一七二九番地	衞 藤 盛 一	"	大野市	豊後
		- 大分市田中町二丁目七番三八号	油布吉文	理事	市一五、四	字》
		スケラ目ョブニョンを言しま	î Î		築 市 八、一七三人	杵
	所	住	氏名	役 名	高田市	豊後
				(就任役員)		竹
			j		久 見 市	津
		由布市挾間町北方六七四番地	藤川厚	"	杵 市 一〇、八九七人	白
		〃 大字宮苑二八八番地の一	佐藤尚武	"	伯市二〇、一七三人	佐
		大分市勢家町三丁目四番三四号	後藤一郎	監事	市	日
			ļ		津 市 二二、九六八人	中
		由布市挾間町向原四五四番地二	園田義	"	府市三三二、一六一人	別
		〃 大字野田四七五番地	甲斐文雄	"	分 市 一三二、四八〇人	大
		〃 賀来南二丁目一○番八号	秦和恵	"	て得た数) 	して担
			音	,	て得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算  -	て得る
		/ 大字中尾七七五番地の一	安部惟二	"	た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じ	た数、
		〃 大字平横瀬二二六番地	馬場幸雄	"	を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得	を超り
		大分市田中町二丁目七番三八号	油布吉文	理事	の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万	の
	所	住	氏名	役 名	地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者┝────────────────────────────────────	三地
			)	(退任役員)	得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	得た数
貞	勝	大分県知事 広 瀬			にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて┃	にあっ
			令和三年二月二十四日	令和三年	と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合	と四
				があった。	十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数	十万,

大分県報(選管委告示・公告)

	"	
	佐藤	
	清	
	由布市挾間町向原一一二三番地五	
٠		

令和三年二月二十四日

大分県報 (公告)